

ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの皆様へ

令和5年8月25日
在ジュネーブ領事事務所

在留邦人実態調査の実施について

毎年、当事務所では、海外で災害や緊急事態等が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報提供等の連絡を迅速に行えるよう、在留届の記載内容の現状を確認させていただいております。

本年度については、当事務所に在留届をご提出いただいた皆様のうち、

- ① 「直近の当事務所からのメールが送信エラーになっている方」
- ② 「在留届にメールアドレスの記載がない方」
- ③ 「前年度の調査で在留確認できなかった方」
- ④ 「在留届に記載の滞在期間が超過もしくは未記入の方」

を対象として調査を実施しております。

また、上記④「在留届に記載の滞在期間が超過もしくは未記入の方」に対しては、9月1日以降、外務省（送信元アドレス：ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp）から在留確認のメールが送信されます。同メールを受信された方は、メールの要領にそって手続きいただきますようお願いいたします。

上記①②③の方、及び④の方のうちお手続きされていない方に対しては、当事務所からお電話等にて在留状況等を確認する場合がありますので、予めご了承ください。

お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

（ご連絡先）

○在ジュネーブ領事事務所

電 話：+41-(0)22-716-9900

メール：consulate@br.mofa.go.jp

住 所：82, rue de Lausanne, 1202 GENEVE, SUISSE

ホームページ：http://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/index_j.htm